

令和5年第6回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和5年9月14日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	9月14日午前9時1分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 4 番 長 良 俊 一 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	2 番 須 藤 啓 二	6 番 稲 月 敏 子
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 西 岡 勝 三 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 山 崎 孔 史 岡 田 康 裕 乾 充 喜 松 本 光 弘 竹 吉 一 人 浦 井 久 嘉
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹	藤 本 佳 利 高 橋 恭 世
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

令和 5 年 第 6 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 5 年 9 月 1 4 日 (木)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	4 番	長良 俊一	<ol style="list-style-type: none"> 1 新時代の学びに対応した教育環境を 2 社会体育事業について 3 これからのまちづくり
7	7 番	植田 いずみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別障害者手当制度の周知徹底を 2 子育てや介護世帯へのごみ袋支給制度の改善を 3 まずは、第3子以降の学校給食費無償化を 4 パートナーシップ制度の導入を
8	1 番	関 順子	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療用ウィッグなどの購入費助成を 2 投票支援カードの導入について
9	8 番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> 1 虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークは存続を 2 完了届が出されていない既存住宅の問題解決を 3 空き家の環境保全対策について
10	5 番	山本 隆史	<ol style="list-style-type: none"> 1 どんぐり広場にレジャープールの設置を

再 開 (午前 9時01分)

○議 長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

須藤議員、稲月議員より病気のため本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。また、町長より、寺口住民福祉部長、浅井住民生活課長、島野都市建設課参事、勝山住民生活課主幹、三橋清掃センター所長、坂口教育委員会総務課主幹が病気休暇のため本日の会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日は、欠席された2名の議員の一般質問は行わず、3名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号6番、議席番号4番。長良君の質問を許可いたします。長良君。

○4 番

皆さん、おはようございます。2日目、発言番号6番、議席番号4番、長良俊一です。それでは、理事者側の方々にはよろしく願いいたします。

この9月定例議会は、決算審査特別委員会など、令和4年度を振り返り、令和6年度に向けて構築できるチャンスと感じています。また、日常生活においても徐々に落ち着きを取り戻しつつあると感じます。コロナ禍の生活から脱却し、新しいまちづくりを導くよい時世と思います。町政は、時代の流れや変化を敏感に感じ、止まることなく、先の展望を見据えながら進めるべきと考えます。この観点から質問させていただきます。

1番、新時代の学びに対応した教育環境を。

学校施設は、今日の学校を取り巻く様々な課題に応え、未来へと継承していく豊かで快適な教育環境に変えていかなければなりません。しかし、実際の長寿命化改修では、技術的なボトルネックが多数存在することが明らかになって

います。

この度、平群町学校施設等長寿命化計画を策定されました。本町の施設は老朽化がかなり進行しています。しかしながら、児童・生徒が日常的に利用する施設として、また、避難所としての役割があります。安全性を確保するとともに、時代に適応した機能性の維持向上など、適切な措置を講ずる必要があります。その観点からお伺いいたします。

1 点目、長寿命化改修で目指すべき姿について。

2 点目、学校施設の実態について。

3 点目、学校施設等整備の基本的な方針について。

4 点目、長寿命化の実施計画についてです。

続いて、2 番目です。社会体育事業についてです。

本町は、生涯学習、スポーツ、文化など多岐にわたる分野で、町民の多様な社会教育活動に対するニーズに対応していると感じています。近年の新型コロナウイルスの影響で、行事、イベントが中止となりましたが、状況に合わせて徐々に実施できるようになってきていると思います。町民運動会やマラソン大会も開催されなくなり、本町のスポーツの在り方も変化し始めたのかと感じています。住民1人1スポーツを目指し、誰もが気楽に参加できる軽スポーツを推進するとありますが、今後、どのように展開していく予定かをお聞かせください。

続いて3 点目です。これからのまちづくり。

本町は、この春に平群町第6次総合計画を策定しました。中長期的観点から鑑み、大きな指針となるものです。また、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、テーマはめじろ押しです。最上位計画を基調に緊急財政健全化計画の推進、平群町公共施設等総合管理計画など公共建築物、インフラ施設の長寿命化、更新工事など、適切な措置を講ずる必要が生じています。

奈良県の重症警報を受け策定した緊急財政健全化計画を確実に実行し、自主財源や奈良県の支援を受け、地方債の繰上償還を実施してきました。その結果、将来負担比率、実質公債費比率、経常収支比率は下がりました。今後もこの取組を続けることで、安定した財政運営ができることと思います。

ただ、本町は、売却予定の土地が売れない、老朽化施設の補修、解体撤去、道路幅拡張、維持管理など、大きな予算がかかる案件がたくさんあります。予算に限りがあり、緊急性を要する案件より随時執行するとの答弁が目立ちますが、先送りばかりでは、まちづくりとは思えません。県、国に実情を訴え、パイプを太くし、ヒントを頂くことが必要と感じます。現状をお聞かせください。

以上3点です。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員、1項目め、新時代の学びに対応した教育環境をの御質問について、学校施設の長寿命化計画に関して、小さく4点のお尋ねを頂いており、関連しておりますので一括してお答えをさせていただきます。

基本的な方針等は、先般お配りした平群町学校施設長寿命化計画に網羅されているとおりでございます。

まず実態としてですが、老朽化ですが、客観的な状況を把握するため、構造躯体の健全性調査を行い、併せて構造躯体以外の劣化状況の調査を行い、健全度の評価を行いました。その結果、コンクリート中性化試験では、中性化が鉄筋まで進行しておらず、目標使用年数を迎えるまで到達する見込みがないという評価があったことなど、様々な客観的な調査結果を基に、現在の学校施設の躯体を生かした長寿命化改修を図る方針としております。

次に、学校施設等の整備方針ですが、大きく4点掲げております。

まず一つ目です。躯体の寿命に影響を及ぼす屋上防水や外壁の著しい劣化の速やかな改修。二つ目、防災拠点としての施設機能の確保。三つ目、時代のニーズに応じた学校施設機能の確保。4点目、児童・生徒数の将来見込みを踏まえた学校施設の適正化であります。

最後に、長寿命化の実施計画ですが、現在、老朽度の高い中学校の長寿命化改修の基本計画の策定を進めております。その成果がまとまり次第、実施設計に着手し、国の補助採択を受け、令和7年度に工事着手をと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

長良君。

○4 番

御答弁ありがとうございます。1冊の太い冊子をね、出して、僕もそれを目を通して、今回、議場でこうやって答えていただいてね、やはりちゃんと履行し、次の子どもたちや避難所として活用できる、こうやって議場で答えることによって責任感を出す。そういった意味で、今回、何回も繰り返しになって申し訳ないですけど、お答えを頂くように、僕は今回一般質問させていただきました。今、現状として、老朽化や、鉄筋コンクリートは丈夫で大丈夫やというふうにお聞かせ願って、よかったな。ただ、雨漏りや、昨日の質問でもありま

したようにね、体育館とか、そういったものはまた別枠で考えていかなあかん。そういった中で、僕は教育施設は、ぜひとも生まれてくる子どもさんやお年寄りまでが必ず出入りする避難所として上手に活用し、国や県の補助採択を早く頂き、安心して計画を立ててほしい。

ただ、その間に僕も1期目させていただいたときに、ICT教育やいろんなところで、今の環境の中で配線したり、いろんなもんつけてもらって、それなりに進歩はしてるけれども、この骨格を変えないで新しいことをしていく長寿命化というふうに今お答えされたんだなあと思ってます。ただ、これからのニーズに応えられるようにだけ、準備だけしてやってほしい、それだけを確認してもらおうと思って質問させていただきました。大丈夫かどうかだけ、ちゃんと答えてください。お願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

ニーズに応じていただけるかということでございます。先ほど大きく4点掲げていると、学校の整備方針の中でも、時代のニーズに応じた学校施設機能ということで、いろいろ、昔とは違って、エレベーターとか、そのようなものであるとか、そういったものもやっぱり確保していかないかと。今後30年使っていく中で、どのような社会的な要求があるかということも踏まえて対応していきたいというふうには考えております。

○議長

長良君。

○4番

分かりました。僕はね、何でそうやってもう1回確認したかというのは、やはり近隣の市町村でね、新しい校舎の学校がちらほら出てきたり、我々、今、部長が答えたように、30年まだあの場所で、あのままいくんやと。しゃあないなと思う中でね、やっぱり次の担い手の人たちが住んでいただくときに、うちの子、この学校へ行かすんやな、この学校へ行かすんやなと思って、新しい住民は生まれてくると思うんです。そのときに、やはり、形は古いけれども中身は充実してるんやというふうにだけしてやってほしい。そこだけをお願いしてね、この1番の質問はこれで結構です。どうぞよろしくお願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の2項目め、社会体育事業についてお答えをさせていた

だきます。

住民1人1スポーツを目指す当町としても、軽スポーツの持つ魅力に着目し、この間、町の大会として、ウォーキング、ゲートボール、ターゲットバードゴルフ、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ラージボール、卓球、バウンドテニスなど、多くの種目の軽スポーツを開催しております。また、昨年度からは町スポーツ協会と連携し、軽スポーツデーを新たなイベントとして開催いたしました。

同様に、本年度においても年明け2月に軽スポーツ大会ということで計画をしており、より多くの住民の皆さんに楽しんでいただきながらスポーツに取り組んでいただくよう努めてまいります。

また、マラソンに代わる新たなスポーツイベントとして、トレッキングを企画してきたところでございます。昨年度は雨天のため中止となりましたが、今年度以降、毎年開催してまいりたいと考えております。

今後もスポーツイベントを企画していくに当たり、町内の関係団体と連携を密にし、地域の方が気軽に参加でき、スポーツの振興や、住民の健康増進の一助となるような社会体育事業の推進を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

長良君。

○4 番

御答弁ありがとうございます。

僕は、今日の一般質問でも一番最初に、この議会、年に4回ある中でね、この時期はこうやって聞こう、ああやって聞こうと思って工夫しながら考えて、自分なりに一生懸命訴えているつもりでいます。この2番目の社会体育事業についてはね、さっきも学校の教育で言いましたけど、生まれてくるお子様から、赤ちゃんからね、人生の先輩に至るまでの幅に、運動会させてもらったときは、やはり動員という形ででも、何としてでもいろんな人、一つの場所に集めて、今まで疎遠になってきた輪を盛り上げていこうやないか、そういった意味で五十数年間、町民体育大会はあったと僕は思っています。今、新しい形態に変わってね、この軽スポーツで取り組んでいく。ただ、その中でね、やっぱり新しく生まれてくるもんを、やはりいろんな体育協会やいろんな人たちにお願ひしながらね、みんなとつながっていく。これ、大事なことやと思うんですけども、ここでもう一つだけ質問したいのは、じゃあ、それを今、生涯スポーツという観点から考えたときに、誰がリーダーシップでまちおこしをしていくんか。

僕は、議員にさせていただいて訴えたいのは、町民の声。やはり理事者側のいろんな形のお金や、いろんな采配ある中でね、やっぱり好きな、我が息子じゃないですけども、サッカーが好きだと言えば斑鳩まで習いに行く、サッカーを集中してやる。それも僕は大事やと、教育の意味で思ってます。でも、今、社会性低下があって、社会体育事業、リーダーシップをとろうと言うなら、最後はどうしても理事者側をお願いして、ある程度の施設を管理しながら、こんなんあるよ、あんなんあるよと提案していただくのも理事者側の仕事やと。ある程度波に乗れば、くまがしクラブのような、いろんなスポーツを企画していただいて、やはり受益者負担の原則で、お金も要るだろうけれども、していただく。うちの息子のようにサッカーを習いに行っていて一緒にやらしてもらうように、月会費を納めながら自分たちの伸ばしたいところを伸ばしていく。

でも、役場の仕事は、やはり町民皆さんの生活の中で、今の答弁じゃないですけど、1スポーツ、必ず、こうやって健康増進ね、そういった観点からも必要やと思う。そういった意味でもリーダーシップをとって、いろんな施設、いろんなのを提案していくんやというふうにしてほしいと思うんです。そのために、もう一つだけ答えてください。これから軽スポーツ、力を入れると文章であったように、いろんなもん、設備、必要で、準備していかなあかんと思うんです。それを各スポーツ協会いろんなところに持たせるよりも、一括管理して教育委員会のほうでいろんな形でリーダーシップとっていただいたら、まちおこしにもいいんじゃないかなと思う観点からの、この2番の質問なんです。どうか、そういうふうな気持ちを前向きに持ってやってやるよというふうに答えてほしいという意味で質問してます。どうか、お答えできますか、お願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

理事者側のリーダーシップ、それと、どうしていくんだということなんですけども、確かに我々、昔は教育委員会主体で全てをやっていたと。このやり方というのは変えていかなければいけないなというふうに思っております。昨年、先ほど答弁で、マラソンに代わりますトレッキングをやったと。実際は中止やったんですけども、これも、形上は実行委員会形式でやりましたけども、信貴山まで歩いて行って、信貴山さんのほうで観光ボランティアガイドの方に、観光のボランティア、説明していただくというふうなことやったんですけども、いろんなパーツ・パーツで、スポーツ協会であるとか推進委員会であるとか、また地域振興センター、観光ボランティア協会、いろいろな方に担っていただ

いてやっていくと。この仕掛けを我々がやると、これは先ほど言われたとおりだと思います。また、少し、社会体育ではないんですけども、社会教育、昨年文化祭実行委員会、文化祭やりましたけど、あちらも、もう我々が本当に補助的にしか関わらないで、実際には実行委員会の方がほとんどやっていただいたというふうなこともございますので、こういう形を目指していきたい。ただ、言われるとおりリーダーシップ、仕掛け、この辺は我々理事者側の責任であるというふうに感じておりますので、対応していきたいと思います。

○議 長

長良君。

○4 番

ありがとうございます。言われてることもごもっともでよく分かるんですけどね、僕ね、こんなこと言うたら、何を言うてんねやと怒られるかもわからへん。昨日ね、たまたま家帰って、バラ園のときにね、やはり軽スポーツで設備を平群町で持つてるもん、ほかで持つてるもんとか、各、やっぱり軽スポーツをしてあげようと思うときに、備品をね、探しまくって、今回この週末これ使うんや、こっち使うんや言うて、いろんな形でみんな使って、普及してやりたいな、地元のさっきの実行委員会やないけども、やってくれてるんですよ。でも、さあ、しようかと思ったら、人数規模や、あれやって決めたときに、なかなか数が足りないとか、どこ行ったらそれ頼めるんか、それは指導してくれるんか言うたときに、ちょっとリーダーシップとってくれたらありがたいなというふうに言われたもんでね、できることならば、一応、最初の一步は行政がやってくれているのは僕は分かってるんですけど、2歩目、3歩目になったときにどっち行ったらいいか分からんという現場の声を聞いたもんでね、できることならば、ちょっとある程度まで道すじ、できるところまでは見てやってほしいなと思うお願いから、こうやって質問させていただきました。

答弁はもう結構ですので、申し訳ないですけども、町民の方々は、この前の花火じゃないですけども、いろんな形で行政のちょっと不得意なところを補ってくれて、元気なまちづくりを一生懸命やってくれてると。僕はこの前の花火のときでも、バラ園の周りにね、生駒やいろんな違うところから行きたいからって、バラ園で働いてくれる仲間、我々のバラ園のところへ止めて歩いてあの花火を見に来てくれました。町も一生懸命やったら、周りから人が来てくれる。もうちょっと頑張って、いろんな人に協力を願って、にぎわいある元気な、よそから来てくれるまちづくりにしてもらいたい。また、ここで生活している方々が充実できるように、もう少し、もう一步、二歩踏み込んで頑張ってやってほしい。どうか、それだけを残して、言いまして、この社会体育事業、

締めたいと思う。どうぞよろしく申し上げます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めの、これからのまちづくりについての御質問にお答えいたします。

現在、財政健全化計画の取組により、財政指標は改善傾向ではありますが、まだまだ脆弱な状況であり、今後の新たな大型普通建設事業を見据え、まずは普通交付税が一定確保できている時期に繰上償還を実施し、将来にわたり公債費をさらに減少させ、事業実施に備えております。

公有地の売却については、令和4年度には南保育園跡地、本年度には中央公民館跡地の売却が完了し、現在、旧若葉台ゲートボール場の売却に向け取り組んでいるところでございます。

また、中学校の長寿命化対策については、奈良県と補助金の協議を進めており、住民生活に直結する清掃センターの延命化対策についても、今後の動向に注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

このように、財政基盤の安定化を図りながらも、重要課題については先送りすることなく対応しているところであります。

今後も県と連携しながら、より効果的に必要な投資を行いながら、将来に向けたまちづくりを引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議 長

長良君。

○4 番

ありがとうございます。今日は、1番、2番、答えていただいてね、最後、本当に、僕は2番目でしゃべったように、花火じゃないですけども、やはりいろんな形をしたら町はにぎわっていくんです。昨日の馬本議員や森田議員の質問の中でね、いろんな問題、まだいっぱいあったんやなど。僕は毎日バラ園から家へ帰るときに、あの銭湯どないするんかな、どないするんかなと毎日思いながら、勉強不足で質問できなかった。そこに物置している。あすのす平群も物置に今してる。でも財政健全化の中で、今までこうやってしたから、5年後にこうやってせなあかんという、やっぱり建設的な、一歩上がっていかないと、まだ、3歩進んで2歩下がってでもね、一歩ずつ進んでいかないと、行政というのは立ち行かんと思う。

昨日、町長が、この医療センターに対して二つ候補地を挙げたと。すごいなあって。いろんな町はまちづくりの中で、ある時にぽーんと新しい風が吹くと

きがあると。それをね、やはり、ウォッチングじゃないですが、じっくり見ながらね、お金回していかないと、これから立ち行かんと思う。僕は家へ帰って、いろんなことを今日あったことを話すんですが、今まで先送りしてきたの、ずっとたまったら、解消するのはしんどいもんやねんど。僕は昨日、親から忠告を受けました。どうか理事者側の方々においても、春にね、6次総合出して、こうやっていろんな本を出して、しっかり試算をするんやと。5次総合、ほんなら反省会したんかと。まだまだ中途半端でって、そういうのを1期のときに聞かせていただいて、どうか、これから6次総合挙げてね、財政健全化の中ではお金要るの当たり前や。また昨日も組閣が終わって、この2区にはちゃんとした立派な大臣いてる。上手にパイプを使ってお金を出してもらい、我々の財政を健全化するように努力してやってください。

どうか、6年度に今から始まるんですから、しっかりやってやってほしい。どうかお願いします。僕も一生懸命頑張る。やってくれてること、町は頑張ってるんやというふうに町民の方に言いますから。頑張って、いい答えを導いてやってください。これの質問の答弁はもう結構です。これからもいいまちづくりに邁進できるように、理事者側にはよろしくお願いします。

僕の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、長良君の一般質問をこれで終わります。

午前9時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時27分)

再 開 (午前 9時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号7番、議席番号7番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○7 番

それでは、私のほうから大きく4点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、特別障害者手当制度の周知徹底をとということでございます。

この制度は、障害者手帳、身体や、あるいは精神を持っていなくても、必要な条件を満たせば、月額2万7,300円が支給される制度です。所得制限や

診断書等の申請に必要な書類提出が必要ですが、この制度は、自宅で生活されている方だけではなく、小規模多機能型居宅介護事業所、あるいは有料老人ホーム、軽費老人ホーム、またグループホームなどに入所されている方も対象となります。

平群町で現在この制度を利用されておられる方は18名です。高齢化の進んでいる平群町で、この制度を知らない方がまだまだたくさんいらっしゃるのではないかと考えています。年金も上がらない、物価高騰が続く中、少しでも暮らしを支える一助として、周知の徹底の手だてを十分にとっていただきたい、このように考えます。

大きく2点目は、子育てや介護世帯へのごみ袋支給制度の改善をということで質問をさせていただきます。

子育て支援の一環として、また、介護世帯の負担軽減の一環として、年間、子育て世帯には120リットル、これは10リットルのごみ袋12袋分、あるいは20リットルを6袋と、どちらかの選択支給とされています。また、介護世帯には年間180、こちらは30リットルのごみ袋を6袋、もしくは20リットルの袋を6袋、プラス10リットル6袋、このどちらかの選択支給とされています。これ以外にも障がい者世帯への支給などもされていると聞いています。しかし、このどちらかの選択しか、現在のところ、支給してもらう状況にはなっておりません。もっと利用者が自由に選択できるように改善すべきではないかと考えますが、そのお考えはいかがでしょうか。

三つ目は、まずは第3子以降の学校給食費無償化をということで質問をさせていただきます。

6月議会に引き続き、質問となります。物価高騰が続く中、生活が大変厳しくなっています。少子化対策や子どもの貧困対策の一つとして、学校給食費の無償化が全国的に大きく広がっています。この令和5年度、地方創生臨時交付金を活用しての無償化した自治体や、あるいは、この5年度から通常的に無償化をスタートする自治体等があります。このような自治体を含めると、全国で482の自治体に大きくこの給食費の無償化が広がっています。

私は、本来は、これは国が率先して義務教育の無償化に食育も含めた観点から、学校給食の無償化を行うべきだと考えています。しかし、国はなかなかそこには手をつけようとしてきませんでした。これまでの粘り強い保護者や先生方の無償化への要求運動の中、地方自治体が独自で無償化を進めてきた、これが今、全国に広がっていることになっていると思います。

6月議会の答弁でも「子育て支援の有効な手段として考えるが、国としても検討していることから動向を注視していきたい」、また、町長からも「少子化対

策や移住促進などの一定の効果があるが、継続的な財源確保が必要」との答弁がありました。そこで提案いたします。県は、子どもの医療費の無償化を、今年の8月診療分から高校卒業まで拡大し、併せて所得制限も撤廃しました。これにより、町の負担は令和4年度ベースで年間460万円程度軽減されると聞いています。6月での試算で無償化に必要な費用は、約450万円ほどであると私のほうからも言わせていただきました。これを利用して、まずは第3子以降の学校給食無償化をスタートさせてはいかがでしょうか。

最後4点目、パートナーシップ制度の導入をということで質問をさせていただきます。

性的マイノリティーのパートナー関係を自治体が承認して、医療や住宅などの困り事を軽減するパートナーシップ制度を導入する自治体が広がっています。全国的には14都府県、338自治体で導入され、人口の7割をカバーするまでになっています。奈良県でも県内39市町村のうち5市1町、これは奈良市、大和郡山市、生駒市、天理市、五條市、斑鳩町ですが、導入されており、県内人口の約51%と、半数を超えています。誰もが自分らしく生きられる社会を保障していく第一歩として、ぜひ平群町でもパートナーシップ制度を導入していくべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく4点について明確な御答弁よろしく願いいたします。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、植田議員御質問の1項目め、特別障害者手当制度の周知徹底をの御質問にお答えをさせていただきます。

特別障害者手当の対象者は、在宅の二十歳以上の方で、著しく重度の障がいの状態であるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方となっております。障害者手帳の所持については必須ではなく、医師の診断書と手当の認定基準により判定がなされます。所得制限もあり、誰しものが必ず受給できるわけではございませんけれども、受給者が18名という状況の中、より周知を図ることは必要であるとの認識をしております。

現在は、町ホームページでの周知や、障害者手帳取得時に制度の説明と同時に周知を図っておりますが、今後は、町広報紙への再掲載や、要介護者においても対象となる可能性がございますので、要介護認定結果通知に本制度の案内を同封するなどして周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○ 7 番

御答弁ありがとうございます。そうですね、全国的にもまだまだ知られてないんじゃないかなと思います。斑鳩、三郷のほうにお聞きしても21名程度だということですので、やっぱりせつかくある制度ですから、日本はこういういろんな制度を受けようと思えば申請主義が基本ですので、そういう意味では、どれだけやっぱり行政側がその制度を住民の方々に広げていくか、知ってもらおうかということにかかってくると思います。

課長のほうからありましたように、要介護4・5ぐらいの方々は、やはりこの制度に該当する率はかなり高くなってくると思いますし、やっぱりそういう意味では、ぜひ広報のほうへもやっぱり定期的にね、こういう案内をしていただく、それと今、要介護認定の決定通知のところにも入れていくということですので、そういう意味では、そういうところにきめ細かくね、皆さん目に止めて、必要な方がこの制度を利用できるようにしていただきたい。所得制限もありますけれども、ちょっと頂いた書類を見たら、所得制限の枠もね、結構それなりに高い。そんなに低い所得制限ではなかったように思いますので、だから、もっともこの制度が利用できる方が増えるんじゃないかなというふうに私も考えておりますので、ぜひその立場で、行政として十分な周知をお願いいたします。この件については以上で結構です。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

それでは、2項目めの子育て世帯や介護世帯へのごみ袋支給制度の改善についての御質問にお答えいたします。

この制度によるごみ袋の交付は、子育て世帯や介護世帯等を対象に、使用した紙おむつを入れるためのごみ袋として無料で支給をしております。現在、ごみ袋の交付は、申請者のニーズに合わせ、それぞれ2種類の選択制としておりますが、年度初めなど、申請時には大変混雑し、お待たせをしている状況でございます。

議員御質問のごみ袋の大きさを自由に選択できるようにした場合、組合せが複雑となり、申請者にはさらに長時間お待ちいただくことが想定されますので、ごみ袋がスムーズに交付できるよう、現状どおりの交付方法で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

植田君。

○ 7 番

組合せが複雑になって大変だということなんですけども、パターン作っというたらいいんじゃないですか。120リットル、こういうパターンがあります、このうちどれを選びますかって。必ずこのごみ袋、そのもらった袋でおしめとか全部、必ずそこに入れて出すわけではないでしょう。それぞれの家庭の家族構成やいろんな状況で変わってくると思うんです。それをやっぱり行政としてはね、きちっと見ていただいて、何も二つに限らないと私は思いますよ。だから、最初からそういうパターンを作って、この中でどれを選びますかと言ったらそんなに時間はかからないと私は思います。だから、どうやっぱり利用者の方がその制度を、何ていうのかな、こう、喜んでというかね、使っていただく制度にするのかという、住民の立場、使う側の立場に立って、やっぱり考えていただきたい。今、全く今のところは考えがないとおっしゃったけど、ほんまにそうなのかなということ再度答弁いただきたいと思います。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

そしたら再質問にお答えします。準備しとけば、パターンを作っておけば大丈夫じゃないかという御質問と思います。

議員の質問の中で、全ての方の意見を反映すると、パターン何種類かということもあるんですけども、現時点でかなりもう混雑するときはしているということなんで、さらにということになると住民の方に迷惑かかりますんで、ほんで、現在こう見ますと、25年10月からこの交付のほうを始めまして、10年間このごみ袋を配付してるという状況なんですけども、これまでの選択肢につきましては特に要望等もございませんでしたので、今後、要望が多くなるようでしたら、利用者の意見を聞きながら検討もしてまいりたいと考えております。現時点で特に問題は発生もしてないので、この状態でいきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

植田君。

○ 7 番

問題が発生してないから、もうこのままでいいんだというね、立場だと思うんですが、私はそうじゃないと思いますし、私、今回質問させていただいたんについては、そういう要望があったから質問させていただいた。「そんなん決ま

ってんのん」って。「自由に120リットルやったら120リットルの中で選ばれへんのん」って。「そうなんです」って。やっぱりね、せっかくそういう制度があるんだったら、その方、その方々の生活スタイルに合わせて使いやすいとか、よく使うものが選択できるように、行政としてはそれぐらいのサービスはやっぱり考えていただきたいなというふうに思います。支給してるんだから、こちら側が言うものを受け取ったらそれでいいんだという立場じゃなくって、同じ渡すのであれば、利用者が利用しやすい、喜んでもらえる、喜んで利用してもらえるという状況、体制をね、やっぱり行政はそういう姿勢で臨んでいただきたい。これは今後やっぱり検討していただきたいということは強く申し上げて、この点については答弁は結構です。よろしく願いしときます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、植田議員の大きな3項目め、まず第3子以降の学校給食費無償化についてお答えをさせていただきます。

子育て世帯の支援の施策としましては、有効な手段であると考えます。これは6月議会でも答弁させていただいたとおりでございます。今回、県の子ども医療費の変更に伴う提案を頂きました。今後どうするのか、これについては参考意見として賜っておきたいと考えております。

現在、国では、学校給食費無償化の検討が行われており、引き続きその動向を注視してまいりたいと現在のところ考えております。

以上です。

○議長

植田君。

○7番

やっぱり国の動向をと言うけどね、今やっぱりこうやって進んできたのは、それぞれの自治体が、やっぱりこれじゃあかんからということで、独自に進めてきてるわけです。町長も6月議会のときに、安定的な財源とか継続的な財源がおっしゃるから、やっとなら県でもこの8月から高校卒業まで医療費が拡充され、所得も撤廃されるという状況が発生したわけですね。それによって生まれてくる財源を、私はやっぱり子育ての一環として、その子どもの医療費の部分で、そういう状況が生まれたのであれば、それをまた子育ての一環である給食の無償化にね、やっぱり使っていくべきだと、そういうことがあっちこっちの自治体で進む中で、国も重い腰を、まあ言うたら、もっと前向きに進めていくという、そういうことにつながっていくというふうに思うんですね。だか

らそういう意味では、せっかくその財源提案しているわけですから、国の動向を待つまでもなく、それを使って、平群町では第3子からだけでも、やっぱり無償化をね、進めていこうという立場に立っていただきたい。この点について町長の御意見をお聞きしたいと思います。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、植田議員の質問にお答えさせていただきます。

近年、学校給食費の多子世帯への子育て支援に対する経済的軽減としている自治体もあることは認識しております。学校給食は、成長期にある子どもたちの健全育成に資するだけでなく、食に関する知識や望ましい食習慣というものを身につける上で重要な役割を担っております。

議員もおっしゃっているとおり、給食費の無償化については、財政事情による自治体格差が広がれば、住む場所を選べない子どもたちの食べる平等が損なわれかねません。自治体の財政状況などによって格差が生じることはおかしい話です。本来は、財政的に安定している国が全国一斉に、質を担保しつつ学校給食の無償化を行うべきだと考えております。現在、国では給食費の無償化についての検討がされており、国の動向を注視してまいりたいと考えます。

また、今回提案を頂きました子ども医療費の無償化に関する町の負担軽減分については、子育て支援の財源については、長期化する物価高騰による1食当たりの食材費も高騰しており、学校給食にも大きな影響が出ております。物価高騰により、子育て世代にも大きな負担となっておることから、令和6年度については給食費の値上げを行わずに、保護者負担を増やすことなく、物価高騰分は一般会計で補填を行い、引き続き、安全安心で栄養バランスのとれた給食を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○7 番

それは確かに物価高騰で、町長はそれを、給食費値上げせえへん代わりにそっち側に回したいということなんやけども、それもそうなんかもしれへんけど、私はやっぱりね、それは基本的には一般財源から回したらええ話であって、これをどう子育て前進のために使うのかという部分で行くのであれば、やっぱり私はそういう給食の無償化、一部でもいいからそこからスタートさせると。そのことが、そういう自治体が増える中で、国もなかなか動きませんですからね、

それを、まあ言うたら、より後押しにしていくというほうに、そういう決断をやっぱり町長にはしていただきたい。そういう意味では非常に消極的で残念な答えが町長から返ってきたということは申しておきたいと思います。

それでは、この件についてはまた引き続き取り上げてまいりますけれども、やっぱりその一步をね、子育て応援のまちづくりや、子どもたちを、子育て世代を増やしたいとおっしゃるのであれば、そういうところにきちっとやはり予算をつけていく。そういう政策判断をしていただきたいということは最後に申し上げて、この件は以上で結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、議員4項目めのパートナーシップ制度の導入についての御質問にお答えいたします。

パートナーシップ制度は、同性による婚姻については、法制度が整備されていない代わりに、戸籍上同性であるカップルに対して、地方自治体が婚姻に相当する関係であると認める制度となっております。

パートナーシップ制度の導入については、性の多様性を認め合い、性的マイノリティーを理解した上で、パートナーとして、実際に公的サービスや民間サービスを含め、何ができるかを考え、検討する必要があると考えております。については、他自治体の導入事例も参考しながら調査研究してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○7 番

全国的に広がっているということとか、それから奈良県でも50%以上の自治体で、人口のね、ところでスタートしてるということは当然御理解いただけてますよね。という意味で調査研究していきたいと、前向きにという、そういう理解でよろしいですか。前向きに平群町でもこの制度を導入していく方向で、いろいろ調査研究していきたいと。実際に郡山とかは結構進んでますので、町としては斑鳩町だけですけれども、県内では。そういう理解でよろしいですか。再度その点だけよろしくお願いいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

このパートナーシップ制度につきましては、第6次総合計画の中でも多様性や人権を尊重し合う社会の実現を目指すということとしております。このパートナーシップ制度にかかわらず、性の多様性については尊重する必要があると考えていますので、これは前向きに調査研究していきたいと、そのように考えています。

以上でございます。

○議長

植田君。

○7番

前向きにということでしたので、パートナーシップ宣誓制度ですかね、これをやっぱりやるということ。それも、あちこちやり出してからやるのではなくて、県内でも2番目に平群町はしましたよというインパクトは大きいと思いますので、そういう意味では、誰もがどこであっても住みやすい町をつくっていくという意味では非常に私は大事な事かなというふうに思いますので、ぜひこれはきちっと調査研究されて、早い段階で平群町としてもこの宣言ができるようにしていただきたいということは申しまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

午前10時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時02分)

再 開 (午前10時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号1番、関君の質問を許可いたしますが、関君の一般質問の2項目めは選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選管書記の西岡総務部長、岡田総務防災課長より答弁があるということで、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、改めて関君の発言を許可いたします。関君。

○1番

議席番号1番、関順子でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、

先般通告をさせていただきました2項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、医療用ウィッグなどの購入費助成をについて質問をさせていただきます。

本町におきましては、日頃より町民の皆様の健康増進のために、あらゆる健康診断、予防接種、がん検診、健康セミナー、運動教室など、いろいろお取組を頂き、御尽力を頂きまして、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

今月9月はがん征圧月間であり、平群町におきましても健康増進普及月間です。これからも町民の皆様と共に、健康には十分に気をつけてまいりたいと思います。もちろん、病気にならないように気をつけなくてはならないのですが、人生100年時代、高齢化が進み、避けてられない病気もございます。その中でも、生涯で日本人の2人に1人がかかると言われていますのが、がんであります。今や、私たちにとりまして身近な病気となっております。日本人の死亡原因の1位を占め、国民病とも言われております。

また、抗がん剤治療などのつらい治療を乗り越えても、脱毛や乳房摘出などの外見が大きく変化をすることによる新たな苦痛を感じる方も多くおられます。その苦痛を少しでも軽減するために、ウィッグ、かつらですね、かつらの購入や、乳房補整具を使用される場合もあります。その費用が高額なため、ちゅうちょされる方も少なくないそうでございます。

いわゆるアピアランスケアと言いますが、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアを指します。このような考え方は、がんの治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加していることから、治療に伴う外見変化への対処などについて、医療現場を中心に重要視されるようになったものです。

令和5年度から奈良県におきまして、奈良県がんと共生に向けたアピアランスケア支援事業が始まり、医療用のウィッグや乳房補整具などを購入した人に購入費用を助成する事業を実施した市町村に対し、奈良県が補助金を交付することにより、がん患者及びがん治療に伴う心理的・経済的負担を軽減するとともに、就労などの社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図ることを目的とされております。

詳しくは、医療用ウィッグにつきましては、県が1人につき補助額が1回1万円で、市町村が補助した額の2分の1のいずれか低い額を補助されます。それにより、1人当たり上限が県と町とで2万円の補助額となります。同様に、乳房補整具でも1人につき上限が県と町とで2万円の補助額になります。左右乳房の場合は、それぞれにつき1回補助額が出ます。

近隣の自治体や県下のほとんどの自治体でもこの事業を実施され、1人に対

し、上限2万円を補助されているとお聞きしております。本町におきましても、医療用ウィッグ、乳房補整具の補助金の交付事業をぜひ実施していただき、がん治療をされています町民の患者さんのためにも、ぜひとも導入をお願いいたします。前向きな御答弁をお願い申し上げます。

それでは、大きな2項目めについて質問をさせていただきます。2項目めは、投票支援カードの導入についてでございます。

選挙は、私が言うまでもありませんが、18歳以上の国民の権利でございます。私も選挙で当選をさせていただいた1人として、大切な1票の重みを深く感じざるを得ません。職員をはじめ、選挙管理委員会の皆様には、いつも選挙があるたびに、いろいろと御尽力を頂きまして、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

国民の選挙離れや政治に対する関心の低さが度々話題になりますが、選挙に参加することは、私たち国民の意思を政治に反映させる最も有効な機会であると私は思います。私たちの大切な1票が、これからの日本が歩いていくための道しるべとなり、また、毎日の暮らしを左右する重要な問題などに関わると言っても過言ではありません。そのためにも、選挙に投じる1票はこれからの生活をより一層向上させ、豊かな社会を築くためにも大切ではないでしょうか。

町民の皆様の中には、高齢の方、あらゆる障がいをお持ちの方、意思の疎通のとりにくい方、持病をお持ちの方など様々な方がいらっしゃいます。また、町民の皆様から、選挙当日や期日前投票の際に、投票所にて、投票所内で立候補者の名前が見えない、また、職員の声が聞こえにくい、また、手が震えて字が書きにくい、職員に見られるため大変緊張するなど、ほかにもいろいろなお困り事があると常々お聞きしておりました。町としましても、これまでに耳の聞こえにくい方用に役場の各窓口にマイクスピーカーを設置されたり、町民の皆様のために御努力を頂き、本当にありがとうございます。

ほかの自治体が導入されています投票支援カードは、投票に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れて、入場整理券と一緒に係員に手渡し、スムーズに投票ができる仕組みになっているそうです。また、役所のホームページからもダウンロードをして、印刷もできるそうです。奈良県近隣町でも既にこの投票支援カードを導入されているところもあり、導入後は、投票がしやすくなった、また、投票率がアップしたなど、成功例が多いとの声も聞かれています。

そこで、本町におきましても、誰もが気軽に投票しやすい環境をつくるためにも、投票支援カードの導入を御検討を頂けないでしょうか。御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

関議員の1項目めの質問、医療用ウィッグなどの購入費用の助成をについて、健康保険課よりお答えいたします。

平群町の令和3年の死亡原因の1位は悪性新生物、がんであり、その部位の内訳は、肺、胃、大腸に次いで、乳房となっております。がんによる死亡は、近隣、奈良県に比較して高い状況にあります。実際のがんの治療しながら社会生活を継続しておられる方の数は、把握はできませんが多数おられることと思います。

このたび御質問いただきました医療用ウィッグや乳房補整具の購入費用の助成につきまして、患者さんの心理的・経済的負担を軽減するとともに、就労等社会参加を促進し、療養生活の質向上を目的として市町村が購入費用を助成する事業に対し、奈良県が今年度から補助対象に加えたことから、この事業を活用させていただき、住民のニーズを把握しながら、実施を前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

関君。

○1番

大変前向きな御答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

さらにお尋ねをいたしますが、いつからこの事業にお取り組みを頂けますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長

西脇町長。

○町長

それでは、関議員の医療用ウィッグなどの購入助成の実施時期についてお答えをさせていただきます。

がん患者の皆様の治療と就労等社会参加を応援し、療養生活の質の向上、維持を図るために、ウィッグ等の補装具を購入する方については、補助を行うために実施要綱等を作成し、令和6年度の実施に向けて予算の確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

関君。

○1番

町長、大変ありがとうございます。令和6年の予算に計上していただけるとのことです。明確な御答弁を頂きました。本当にありがとうございます。がん患者さんに寄り添った取組であります。今現在では、調べましたらね、ニット帽に毛がついたような、医療用のそういうウィッグもあるそうです。はい。また、治療を受ける方への大きな励みになることと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。感謝申し上げます。このことはこれで結構でございます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めの投票支援カードについての御質問にお答えいたします。

初めに、選挙管理委員長から答弁の委任を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

投票所では、高齢者や障がいのある方などに対して投票の支援を行うため、車椅子用の記載台を設置するとともに、代理投票など必要に応じて職員から声かけを行うなど、投票しやすい環境整備に努めております。

議員御提案の投票支援カードについては、投票所において、障がいの有無にかかわらず、口頭による申出が困難な方などが支援内容を記載したカードを使用することにより、投票手続がスムーズに行えるなど、一定の手段であると考えております。

ついでには、導入されている他市町村の利用状況も参考にしながら、ほかの支援策等も含め検討をしてみたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

関君。

○1 番

大変前向きな御答弁を頂きまして、ありがとうございます。

導入されています他市町村の利用状況を参考にされるということですが、近隣町の導入状況はどういったものでしょうか。また、平群町におきます代理投票の投票状況はどうでしょうか、併せてお尋ねをいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

そしたら、再質問にお答えいたします。

近隣といいますか、奈良県の導入状況でお答えさせていただきます。令和5

年４月から大和郡山市と広陵町で導入をされています。西和７町では、三郷、安堵、王寺、上牧町のほうで導入を検討していると聞いております。

あと平群町における代理投票の状況ということでございます。令和５年４月の町議会議員選挙では２２名と、県知事・県議会議員選挙では１３名となっております。

以上でございます。

○議長

関君。

○１番

大変詳しくお調べいただきまして、本当にありがとうございます。これから先、他の市町村に比べまして、平群町の高齢化はだんだん高くなってまいります。今もう４０％に近い数字ということでございます。高齢の住民さん方が期日前投票や投票日に投票所に行かれたときに、大変お困りになる方が増えてくると予想されます。さらに投票しやすい環境整備のために、ぜひとも早急にこの次の選挙からの実施をお願いをいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、関君の一般質問をこれで終わります。

１０時４５分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前１０時３４分)

再 開 (午前１０時４５分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号９番、議席番号８番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○８番

それでは、通告に基づきまして、大きく３点について質問いたします。

まず１点目は、虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークは存続をとということで、一昨年、２０２１年の１２月議会で廃止が議決されたウォーターパークについて、廃止議決後も各定例会の一般質問等で廃止が不当なことを主張してきました。

まず、ウォーターパーク廃止をめぐる経過を改めて確認します。2021年2月5日の全員協議会に平群町緊急財政健全化計画（素案）が出され、この中の「施設の閉鎖・廃止の検討」として、「ウォーターパークと老人福祉センター風呂の閉鎖」の記載があり、翌月の3月5日、全員協議会に出された平群町緊急財政健全化計画（案）にも同様の記載がありました。ここではまだ素案と案でしたが、同年11月の全員協議会に、「案」が取れた平群町緊急財政健全化計画が出されました。なぜか「令和3年度改訂版」となっていたのですが、これが計画の最初の決定版です。もちろんここにも「ウォーターパーク、老人福祉センター風呂の閉鎖」が記載されていました。

この11月の計画決定版は、財政健全化計画策定の前提となる2020年度の財政状況が大きく変わっていました。案での累積収支見込みは700万円でしたが、決定版では3億5,800万円でした。このように、計画の前提条件が大きく変わっているにもかかわらず、決定版発表後すぐの12月議会に町長はウォーターパーク廃止議案を提出しました。2月の素案発表から僅か10か月の超スピードでした。この間、住民には同年7月頃にホームページに掲載してパブリックコメントを募ったものの、多くの住民はウォーターパークの閉鎖方針を知りませんでした。

廃止の議決後、修繕費5億4,000万円は、健全化計画の立案のために作成されたものではなく、その5年も前、作成の経緯も不明なプール槽全てを入れ替えるとする工事概要書だったことが発覚しました。このことを指摘した私の再三の質問に、新たに修繕費の積算をすることになり、町当局は昨年9月、新たに修繕費の概算として3億7,334万円を提示しました。この概算については、今年6月議会で須藤議員が金額が過大過ぎると具体的に指摘されていました。

また、住民からは、22年6月6日、住民団体ウォーターパークの存続を求める会が1,198筆の署名を添えて町長に存続を要望。また、今年6月議会にはウォーターパークの再開を求める請願が3,502筆の署名を添えて議会に提出されました。賛成5、反対6で否決されましたが、子育てママたちのウォーターパーク再開の強い思いが示されました。

最近、教育委員会は、ウォーターパークをめぐる施設の安全性について言及されています。もっともなことだと考えます。

以上のことを踏まえて、以下の質問をします。

まず、①計画の前提となる財政シミュレーションが3億5,000万円も好転した時点で、子どもや高齢者向けの行政サービス低下につながるウォーターパークや老人福祉センター風呂の閉鎖を見直さなかったのはなぜでしょうか。

また、老人福祉センター風呂の閉鎖計画はどうなったのでしょうか。

②そもそもウォーターパークは誰の財産でしょうか。ウォーターパークに関する条例がなくなりましたが、施設そのものは存在していて財産価値はあると考えますが、どうでしょうか。

③計画素案発表から10か月という早さで廃止議案を提出したのはなぜでしょうか。また、廃止議案の議会提出までに住民に対して十分に説明責任を果たしたと考えているのでしょうか。

④住民や議会に示した修繕費5億4,000万円が全く根拠のない金額だったことが廃止議案可決後に発覚したことについて、住民に対して説明をしないのはなぜでしょうか。

⑤昨年9月7日の全員協議会に町が提出した修繕費の新たな概算3億7,334万円について、同年9月議会の私の一般質問に副町長は、「住民が納得できるようバックデータや根拠資料を示して説明する」とのことでしたが、どのように住民に説明したのでしょうか。

また、新たな概算に対するパブリックコメントについても、昨年12月議会で「もう少し内部協議をさせていただいて、何らかの形で整理させていただいて、住民に知らせていく」と答弁されました。あれから9か月がたちます。いつ頃実施されるのでしょうか。

⑥ウォーターパーク施設の管理について、毎年、適正なメンテナンスがされていたのでしょうか。また、利用者の健康に関わるプール槽の水質について、適正に対応されていたのでしょうか。

大きい2点目です。完了届が出されていない既存住宅の問題解決をということです。

理由は定かではありませんが、市街化調整区域に住宅が十数戸建築されたものの、完了届が出されず、結果として違法建築となっている住宅地が町内に複数あります。その多くが建築から既に40年以上経過し、老朽化しています。当然、そこに住む人は高齢化していますので、建て替えや売却などの処分も必要になってきます。

しかし、完了届が出されていない違法建築ということで、市街化調整区域における既存住宅の適用もされないため、住宅の建て替えはできません。また、その宅地を買っても新築できないため、買手はほぼ見つからず、資産価値がほとんどないということになります。さらに、ある地域では、実態は1戸ずつ建っているのに、申請図面は二戸一となっているため、より困難な状況になっています。

ある住人は、違法建築と知らずに購入し、相当たってから、完了届が出され

ていない違法建築、申請は二戸一、宅地や道路の地籍が実際と違うということを知ったそうです。地籍については、その後、実態に即して正されています。

このようなことが起きた最大の責任は開発した会社ですが、開発終了まで見届けなかった行政にも責任があることから、行政の責任で救済をすべきと考えます。

以上のことを踏まえて、以下の質問をします。

①市街化調整区域の住宅開発で、今示した事例が奈良県内には数多くあると聞きます。県行政にその実態と違法状態をどのように解決しようとしているのか確認してください。

②1970年代の宅地開発での出来事ですが、開発申請や建築確認申請を受け付けながら、許認可すべき奈良県が完了したかどうか確認しなかったのはどうしてでしょうか。また、そのまま四十数年も放置したままなのはどうしてでしょうか。

③平群町の住民として、四十数年、違法建築であっても固定資産税を払い続けています。町として違法状態の解消、実態と違った二戸一申請の是正について、最大限の努力をすべきと考えますが、町長の見解を伺います。

最後に、大きい三つ目、空き家の環境保全対策について。

少子高齢化による人口減少の中で空き家が増え、その適正な管理が問題になっています。本町でも、管理が行き届いていない空き家について、周辺の住民や自治会から町に対して対応の要望が出されています。特に空き家敷地内の木や草が繁茂して環境や衛生上によくない、適正に管理してほしいといった要望が多いようです。そこで、この草木の繁茂などの対策も含め、空き家対策について提案、質問します。

①空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例と同じように、適切な時期に職員が空き家を見回り、早めに適正管理を促す通知を出してはどうでしょうか。

町は現在、周辺住民からの要望に、その都度所有者に草刈り業務をしているシルバー人材センターの案内も同封して、適正管理を促す通知を出しているとのことですが、要望が出る時期にはシルバー人材センターの草刈り業務は二、三か月待ちということもあり、改善されたとしても相当先になることがあるようです。

②町が昨年度通知したのは43件とのことですが、周辺住民や自治会から毎年指摘される空き家があるのではないのでしょうか。何年か続いている空き家については早めに通知することも必要ではないのでしょうか。

③さきの臨時国会で空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が全会一致で成立しました。この法律の成立で、所有者は適切な管理に加

え、自治体などの施策に協力する努力義務を課され、市町村は、空家等対策計画により区域や活用指針を定めて、用途変更や建て替え等の促進をするとともに、放置すれば特定空家になるおそれがある空き家を管理不全空家等と定義して、これに指定され勧告を受けた場合は固定資産税の住宅用地特例を解除できるようにになりました。この法改正に伴う町としての方針をお示してください。

④特定空家については法律もでき、それに基づく条例も制定されていますが、それ以外の空き家にはありません。今回の法改正を受け、空き家敷地内の草木や雑草の繁茂への対策も現条例の項目に入れるべきではないでしょうか。

以上、大きく3点について明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、山口議員の御質問の大きな1項目めについてお答えします。

まず1点、財政シミュレーションが好転した時点でウォーターパーク施設の閉鎖・廃止の検討を見直さなかったのはなぜかについてお答えをさせていただきます。

財政シミュレーションが好転したと言われておるんですが、令和3年度の財政指標を見ましても県内ワーストワンのものが幾つかあります。決して財政が好転したとは考えておりません。なぜ見直さなかったかですが、令和3年12月の条例改正時にも説明をしておりますが、ウォーターパークを今後運営していくには多額の改修費用やランニングコストが必要なこと、また、利用者の減少、さらには県から重症警報が出されているほどの町財政の悪さから廃止に踏み切った次第でございます。

二つ目でございます。ウォーターパークは誰の財産、また、財産価値についてお答えします。

旧ウォーターパークに限らず、町内の公共物は全て住民の財産でございます。廃止した旧ウォーターパーク施設は、プールとしての財産価値は消滅しておりますが、町の固定資産台帳を見ますと、一部財産価値があるということになっております。今後、旧ウォーターパークの跡地利用を検討し、新たな価値をつくり出していきたいというふうに考えております。

三つ目です。廃止計画から10か月の早さで、なぜ廃止議案を出したのか、また、廃止議案提出までに十分に説明責任は果たせたかについてお答えをします。

なぜ早く廃止議案を出したかについてですが、1点目でお答えしました条例改正提出理由があったからということでございます。説明責任についてですが、

手続的には、令和3年2月に全員協議会で説明、令和3年7月にパブリックコメントの実施、さらには社会教育団体にもお諮りさせていただく中で御理解を頂き、跡地利用については年間を通じて利用できるものにすることが望ましいとの意見も頂戴しております。このことから、事務手続がスムーズに進み、説明責任は果たされたものと考えております。

4点目です。5億4,000万円が議決後全く根拠のないことが発覚したが、住民への説明はしないのかについてお答えします。

過去にも答弁しておりますが、5億4,000万円につきましては、プール槽の入替えを必要とするものと補修で対応可能なものが混在し、さらにその他増額となる経費もあることから、再精査した結果、数字に差異が生じました。精査については2回行っております。5億4,000万円から精査した数字になった経緯も含めて、何らかの方法で住民の方に知らしめていきたいと申し上げていたので対応していきたくて考えております。

令和4年9月議会の新たな概算、3億7,334万円について、根拠資料を示しての住民説明をしたのか。また、令和4年12月議会での概算に対するパブリックコメントについてするのか、いつするのかについてお答えさせていただきます。

新たに再精査した内容について、住民の方に何らかの形で知らしめていきたい、また、パブリックコメントについては、廃止した施設であるので慎重に判断すべきと申し上げておりました。パブリックコメントについては、既に廃止した施設であることから、このような形式はとりませんが、再精査した内容につきましては、公表の方法も含め、検討し、対応したいというふうに考えております。

6点目です。ウォーターパーク施設は、水質を含め、適正にメンテナンスがされていたのかについてお答えいたします。

メンテナンスについては、ウォータースライダーは法定点検を実施、設備については、必要なものについては保守点検を実施、水質については、奈良県の指導要綱に基づく水質検査及び立入検査を受けていたと指定管理者から報告を受けています。

このように、施設開場から27年間、適正にメンテナンスが行われていました。しかし、残念なことに、令和元年の閉場間際、業者が検査水を放置するといった不適切な事案が発生し、業者から謝罪があったと聞いております。利用者に影響がなかったことを幸いに思っております。

最後になりますが、議員の一般質問にある令和5年6月に提出されましたウォーターパークの再開を求める請願に3,502筆の署名を添えて議会に提出

されたことについてですが、同署名は町宛てにも提出されましたので、中身について、町内外の筆数等を確認させていただきました。質問の通告書とは違う箇所がありますので申し上げておきます。

提出された署名の筆数ですが、3, 329筆で、このうち町内の方が1, 850筆、町外で奈良県内の方が1, 101筆、県外の方が378筆であったことを申し上げておきます。

以上でございます。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

議員御質問の1点目の中で、老人福祉センターの風呂の閉鎖を見直さなかったのはなぜか、また、閉鎖計画はどうなったのかとの御質問を頂いておりますので、お答えをさせていただきます。

老人福祉センターの風呂につきましては、利用者数が年々減少し、かつ利用者が限定される中、毎年、維持費が必要であること、ボイラー、ろ過装置等が老朽化してきていること、また、利用者のアンケート結果におきまして、廃止について一定の御理解を頂ける御意見も頂戴したことから、当初、平群町緊急財政健全化計画の中で廃止の検討とさせていただいておりました。しかしながら、その閉鎖計画につきましては、令和3年12月の時点で、直ちに大規模な修繕が必要でないことや、浴室や脱衣場の内装や設備について、比較的きれいで、特に修繕の箇所も見当たらないことから、廃止の検討を見直し、現在も軽微な修繕を続けながら運営を継続しているところでございます。

ただ、今後、大規模な修繕等が必要となる場合におきましては、閉鎖も含めて検討してまいります。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

まあ、ひどい答弁やね。順次再質問しますけどね。

まず1点目の、最初に緊急財政健全化計画の素案が出た2021年の2月と、それから、「案」は途中に挟まって、その年の11月に「案」が取れた計画が出された。そのときのですね、1年間ですよ、700万円の赤字言うてたんか、黒字、まあええわ、それが3億5,000万円。3億円以上もあなたたちの計画の乖離があったのよ。ここは教育委員会が答えるん違うでしょう、普通は。財政当局、何で出てないの。これだけ乖離あったのに、健全化計画、このことを

立てたこと自体が、中身についても当然見直すべきでしょう、普通。ほんで今、教育部長は、それでも奈良県でワーストワンの財政が悪いからって、関係ないでしょう。平群町が絶対的に財政が3億円以上、あなたたちが予定していたよりよくなったわけじゃない。それだけ見たって、簡単に言えば、子どもたちが一番楽しみにしている、それも莫大な金を使って造った、二十数年前に造った施設をね、そんな簡単に潰す。ほんで一方でさ、いや、私は当初から老人福祉センターの風呂についても反対でしたよ。でも町長、何て答弁した。2021年12月議会、馬本議員の一般質問に対して風呂を残すと言った。それはええんです、残すというのは。

ただね、一方で、年間、子どもたちも含めて2万人が利用する施設をいとも簡単に、住民にほとんど説明もせず廃止しておきながら、一方で、40人使っていると言ったかな、そっちはですね、要望が出ればすぐオーケー。要望あるのはどっちも一緒じゃないですか。金額が違うから、財政状況から見ればランニングコストが高くかかるとか言ってるんだけど、どこのプールだって、ウォータースライダーとかああいうのをつけてるところは、修繕費や何とか、ランニングコストすればですね、1,000万円ぐらいの経費が出るのは当たり前ですよ。それも含めて行政じゃないですか。

それからですね、だからもう1回、財政当局、総務部長、答えてください。財政状況が変わってのに方針はそのまま。何がそこまであなたを、町長、あなたをプール廃止に追い込んだの。そこはみんな理解できないよ、本当に。

それとですね、誰の財産か、当然住民の財産。そんなん分かってて聞いているわけよ。その住民の財産を住民の声を無視して廃止してるんじゃないですか。最近になって、廃止したからもうあれには何も金使いません、よくそんなこと言うね。でたらめな数字で廃止しといて、そんな理屈通るんですか。子どもに笑われますよ。それが教育委員会のやることですか。それが教育ですか、あなたたちの。失礼にも程がある。

ほいでね、ちょっと遡りますけども、何でじゃあ、10か月の早さで廃止をしたのかって、何て説明したかな、何かよう分らんかったけど、何か説明責任果たしたみたいなこと言ってるけど、ちょうどね、2021年3月に稲月議員が一般質問してるんです。このウォーターパーク、要するに2月に素案が出て、ウォーターパークの廃止が俎上にのってたから、それで一般質問してるんですよ。子どもと保護者の皆さんにアンケートをとるという質問をしているんです。そこでどういう答弁したか。正確に言いますね。「平成30年、赤字469万円と修繕481万円で、負担951万円。学校・園長会を通じて子どもたちの意見聴取を行い、広報、ホームページで、実情、経費等を報告、パブリックコメ

ントを募集し、意見聴取する」、こう答弁してんのよ。そやけど、パブリックコメントとったけども、ホームページにちょっと載ただけで、コメントあったの10件という話でしたよね。だから、広く住民に知らしてない。ましてや子どもの意見聞いたんですか。昨年でしたか、今年になってか、教育長は、子どもに聞いたって残せと言うに決まってるやんかって、だから無駄みたいなこと言ってたけど、あなたたちそういう態度。この議場でそのとき答えてんのよ、3月議会、それ守ってないじゃないですか。それを、何て言うのかな、ちゃんとやってるみたいな一応素振りだけ見せてやね、結局廃止ありきで、あとは何も意見聞かないじゃないですか。

一番ひどいのは、5億4,000万円の、もうこんな話、決着ついてる話やけど、普通廃止するんだったら、当然、今の段階で本当に幾らかかるんだというのをやらなあかんのに、それすっ飛ばして、廃止決めてから、今度の決算委員会で出た九十数万円か、あれで3億7,700万円の新たな数字を出してきたわけでしょう。それにも疑義があるというのは、この前の6月議会で須藤議員からもありました。500万円のできるかどうかは別にして、取りあえずプールだけ再開させるんなら、そんなむちゃくちゃな金は要らないわけですよ。だから、今ある財産としての価値があるんだから、それを使うのは当たり前ではないかという当たりの住民の声がですね、理事者には届かない。子どもに教育をすべき教育委員会が全くそれをしない。言い訳に終始する。

最初のボタンの掛け違いかどうか知りませんが、でたらめな数字を持ってきて、全部入替えを補修という名でだましてですね、ほんで、それであとはもう住民には一切説明しない。そこが問題なんですよ。何で説明しないんですか。また、住民に5億4,000万円の問題と、その後の3億7,334万円、これについてはちゃんと説明する、広報にちゃんと載してください。どういう経過でそうなったか。住民の財産をほっぽり出すんですから、経過ちゃんとすべきでしょう。本当ならそれを全部してから議会にかけべきだ。全然もう前後が入れ替わってる、その点どうなのか。

それからですね、メンテナンスについて。教育長、6月議会であなた、こういう答弁されてます。「不具合ができればその都度補修すればいい、こういうふうな場当たりの考え方を教育委員会は持っておりません。重大事故といいますのは偶然起こるものと違って、小さなミスや小さな見逃し、あるいは妥協、こういったものが積もり積もって、あるとき突然大きな事故が起こる。ハイリッヒの法則といいますけど、この法則にのっとって、私たちはこのたび廃止条例を提案させていただいて可決いただいた、こういうことでございます」。メンテナンスをちゃんとやってた。ちゃんとやってたら、専門家の須藤さんおっ

しゃってたけど、何ていうんですか、あそこに置いてる機器類で、あんな、何ていうのかな、さびたような状況にはならない。普通であれば。してないからなんですよ。ましてや水質検査なんて、人体に害のある数字が大きく出てるにもかかわらず、保健所にも報告せずほったらかしじゃないですか。最後にたまたま被害がなかったと、影響が出なかったと。たまたまでしょう。教育長の話と全然違うじゃないですか。小さなことの積み重ねじゃないですか、それは。何を偉そうに言ってるんですか、あなた。教育委員会こそ、その積み重ねをほったらかしにして、経費が何ぼでもかかるようにしたんじゃないんですか。

ましてや廃止するのにきちんと計算もせずに、いつどこでできたか分からないような資料を持ってきて、それでええんですか。町長、それでええんですか。今、三つか四つ聞きました。それ答えてください。

○議 長

教育部長。

○教育部長

三つか四つ、ちょっと何点、どう言われたかちょっと分かりにくいんですが、財政のことは別として、経費1,000万円ぐらいかかるのは当たり前やと、こうおっしゃられて、そのとおりに、この間数字としても見ましたら、直近、令和元年、営業前の5年間、1,500万円、指定管理者と町と合わせてですけども、かかるという、これが出ておりました。これについても当たり前といえど、そうなのかもわかりませんが、先ほど言いましたように、財政的な町の状況、このことがやっぱり大きいと思います。いつ、どこまでやるのか、あと5年間開場したらいいじゃないかということもあるかもわかりませんが、そんだけ財政負担が出ていく。さらに改修も必要やということもありますんで、その辺は廃止に踏み切ったということです。

あと、パブリックコメントをホームページに載しただけとおっしゃいましたが、広報のほうにも一応載せてたというふうに思いますので、そこはちょっと訂正させていただきます。

それから、最終的に5億4,000万円で、今、最後3億、1案、2案、2億何ぼもありますけども、なったと。これについては知らしめていくということで申し上げておりますので、広報になるのかどうなのか、この辺はちょっと最終検討して出していきたいと考えております。

○議 長

山口君。

○8 番

いや、違うやろう。副町長が答えてるように、私がこの間、前の6月議会は

はしてないし、3月議会もしてないから、去年の12月まで何回か続けてやりました。その中で答弁してんのは、さっき言ったとおりで、住民に経過も含めて説明すべきでしょう。何で5億4,000万円とうそ書いたのか。その経過だって、6億円の、誰が作ったか分からんような資料から勝手に引っ張り出してですね、それで廃止決めたから、あとは知らんっておかしいやろうと言ってるわけよ。だから、そのときの5億4,000万円の経過、3億7,000万円ほど出してきた経過。

最初に言った、うちの稲月議員が質問したのに答弁したのと違うことやってるじゃないか。子どもたちの意見なんか聞いてないでしょう。教育長は無駄や言うたんやで、いや、無駄とは言うてへんな、聞いたって一緒やと言うたんやね。子どもはみんな反対するに決まってる。反対するに決まってるから、じゃあ聞かへんの。反対するの分かってて、あなたたちはもう、今の町の財政仕方ないからやるって、それだけのことでしょ。本当にそうなの。

財政問題、ここで議論しないけど、初日もやったし決算委員会でもちょっとやりましたけど、平群町の財政状況、総体的に確かに奈良県の中で全国的にも悪い。それは確かでしょう。でも、以前と比べてどうなの。古い話出して悪いけど、平成16年、私、議員になったの平成15年ですから、その次の年から一気に地方交付税が、それまで27億円あったかな、最高。臨財債も入れてね、それが19億円まで4年間ぐらいで減らされた。その中で、新年度予算はですよ、前年度に繰越充用が6月議会になったら幾ら出た、最高で5億何ぼ出てるんですよ。でもそんなことがいつまでも続くはずないというのは分かってるから、でもそこで町長代わったんですよ、岩崎さんに。ほんでその後、交付税がどんどん増えていったんですよ。去年、一昨年なんか30億円超えたんですよ。だから、そういう状況の中で、もうちょっと先も見てですね、せっかくある施設を簡単に潰すというのはおかしいということ言ってるんであって、まあそのことはいい。とにかくどう住民にちゃんと説明するんですか。そこだけ言ってください、この間の経過も含めて。

さっき広報に載したと言うけど、広報には「ホームページに詳しく書いてます」と載したんでしょう。本当なら、あれだけの施設を廃止するという議論をするんだったら、広報の中の何ページか使ってますよ、最初にあなたたちが挙げた理由全部書いてですね、やるべきですよ。でもそれが間違ってた。ちゃんと住民には説明しないにもかかわらず、説明したやつが間違ってた。それをどう正すんだということ。ちゃんと正したやつで説明するんですか。広報とホームページはそれちゃんとやるんですか、しっかりと経過も含めて。あなたたちの言い訳も載したらいいじゃないですか。それも含めて住民に開示してください

いよ。それはやるんですか。もう余計なこと言わないよ。この間、副町長が約束したことは全部やってくれるんですね。それだけ答えてください。

○議長

教育部長。

○教育部長

今おっしゃられてる周知は、先ほど答弁最初にさしていただいているんですけども、何らかの形で知らしめていくということで以前からしておりました。これはもうやらしていただくということで述べております。広報でするのか、ホームページでするのか、これはまだはっきり決めておりませんが、今、議員おっしゃられましたように、そういうことも参考に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

何回もこの間言ってるんですよ。しますと言うて、もう何年たってんの。廃止議案通ってから2年以上たってんですよ。2年たってへんのか、21年の12月やから、この12月で2年ですよ。だからもう1年9か月たってのわけですよ。その間ほったらかしで、この前、6月議会の須藤さんの質問に何て答えてた。もう廃止した施設に一切何もしませんと言ったんやで、あなたたち。でも住民の財産でしょうが、今でも。ようそんなこと言うね、答弁。私のときはそんな答弁1回もなかったけども、6月議会で聞いててびっくりしたんですよ。何と傲慢な。自分たちの失敗、要するに、やり方を間違ったことを糊塗するのに、もう終わった話だというふうにやるの。そんなこと許されへんやろう。

だから、教育長、じゃあ、いつ載してくれるんですか。いつまでに載せんの、いつと言うたら言いにくいやろうから。年度内に載してくれるんですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

おっしゃるとおり、年度内にはそれ是对応させていただきます。

○議長

山口君。

○8番

年内や、今日9月やから12月までには載せられるでしょう。だってもう1年以上たってんねんで。12月で2年よ。年度内、年度内にちゃんと、きちっ

と住民が読んで理解できるように載してくれんねんね。それ約束ですよ、年度内、来年3月まで、そういうことですね。

どっちにしてもね、町長ね、もう答えはらへんけど、こんなひどい話ないんですって。ちょっと推測の話して悪いけど、よっぽど県から重症警報出されて、何か目玉のあるものをやめろと言われたんですか、奈良県から。もう知事代わってるし、いいじゃないですか。もしそう言われてたとしたら。この今年の暑い夏、これまだ何年か続くと思います。初日にも稲月議員からも言っていましたけども、三郷のプールがもうすごい人で、もう大変なことになってたと。並んでも途中で待ってられへんから帰った人もたくさんいるというふうに聞きました。そら、あの暑い中では待ってられないでしょう。それだけではないんですけどね。やっぱり平群町の子どもたちのことを考えて、現役世代、また子ども、子育て世帯に平群町に来てほしいと言うんなら、本当に私は方針の転換が必要だと思いますよ。このことは強く言うておきます。

ウォーターパークについてはこれからも質問しますんで、教育長、くれぐれも今の約束を忘れんように。数字も含めて、きちっとこの間の経過をしっかりとですね、ペーパーとして住民の皆さんに開示していただくことを最後に強く求めてですね、この1問目についてはこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

続きまして、山口議員御質問の2項目め、完了届が出されていない既存住宅の問題解決をについてお答えいたします。

まず、建築確認申請は、建築基準法第6条、第6条の2に基づく申請行為であり、建築主は特定行政庁で建築主事の在籍する奈良県又は民間に当たる指定確認検査機関に建築確認申請書を提出し、これらの者の建築確認を受けて、確認済証の交付を受けなければ工事に着手できません。工事完了後は、完了検査を受け、検査済証の交付を受けなければならないとされています。

そこで、1点目の、県は違法状態をどのように解決しようとしているのかについてですが、県は違反建築物に対する是正として、行政指導、これは指示書、勧告書の交付、口頭による指示、勧告などです。これに従わない場合には行政処分、これは工事停止、建物の使用禁止、制限、除去、移転命令などを行う場合があります。

続いて2点目の、県は完了したかどうか確認しなかったのかということですが、工事が完了した日から4日以内に建築確認申請を受けたところに完了検査申請書を提出し、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適

合しているかどうか検査を受け、検査済証の交付を受けなければなりません。その提出義務があるのは建築主です。よって、県が工事完了を確認したかどうかについて、町は答える立場にありません。

3点目の、町として是正に対し最大限の努力をすべきとのことですが、こういった場合の是正策を県に確認したところ、建築確認を受けている建物で、申請書どおりに建築されている場合は、建築基準法第12条5項報告を行い、適法であることが確認されれば、検査を受けていない建築物の増改築が可能になるが、申請書どおりに建築されていない場合は、当然ながら、その申請書どおりに是正する必要があるとの見解です。よって、是正に対する町の裁量権はございません。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

町に裁量権がないのはよく分かっておるんですけども、でも平群町の住民が非常に困っているという事実、これ、私、十何年前にも1回話聞いたことがあって、郡山土木事務所にも行ったんですけども、なかなか相当難しい問題ということで、そのときはもうそのままになってたんですが、その後、いろんなところに多分相談されて、最初に言いましたように、ある地域のところですけれども、10軒が全部二戸一になっていた、図面ではですよ、申請図面ではね。でも実際の家建ってるのは、全部二戸一ではなく1戸ずつで、同時に、道路上に家が建ってたり、家が建ってるところが道路であったりしたんです。それがその後整理されて、今は実際に建ってるというか、境界、敷地、道路、全部そのままの図面がですね、これは法務局ですから。ただ、郡山土木でその確認申請を多分、残っているとすればですよ、それを出してもらえれば、全然今の実態と違う状態が出ると思うんですね。そんなことがあるんです。

部長言うように、平群町にとってはあれですけれども、当時1970年代の大阪のベッドタウンとしてですね、建築ブームがいっぱいあったときに、確認申請も相当な数だったと思うんです。平群町の場合は大規模開発もありながら、一方でそういうミニ開発もあった。ここはもう初めから調整区域ですから、今ここの指摘してるのはね。そこに10軒建てるのにですね、何でそれが認められたのかというのは、ちょっと古い資料で、こういう敷地調査報告書というのをもらったんですけども、要するに、建て替えようとして、ある大手の住宅メーカーに調べてもらったら、こういう理由で建て替えはできませんよという文書が返ってきた書類なんですけども、要するに、建て方については、郡山

土木事務所、建築課と協議願いますと書いてあるね。協議内容により申請手続等が必要と、こう書いてある。協議するも何も、違法建築として建ってるものだから、壊したらもうあとそこは市街化区域じゃないですからね。ないですから建てる許可が取れない、まずね。そしたら、潰したとしてもじゃあ、そのままほったらかしですよ。土地ももちろん、家も何も建ちませんから、基本的には売れない。

こんなん、そら町に言うたってどうしようもないというのは分かるんですけど、町長、聞いていてくださいね。奈良県には結構あるというような話聞いたんです。ちょっとそれはまた調べてもらいたいです。もしあればね、それぞれの市町村で、やっぱりこんな問題どこかで解決しないと、住んでる人が一番迷惑被ってるわけです。何とかしてほしいというのが一番の願いなんですよね。ほんで、はっきり言って、全員がどうこうじゃないですけど、私に訴えた人は、もうただでもええから、町でも県でもええけどもらってくれませんか。だって使いようないですから。そのまま住むんだったら、もちろんリフォームすればですね、既存宅地じゃないから、ほんまはリフォームあかんわけですよ、違法建築なわけやから。そんなとこをじゃあどうすんねんということがあるんで、ちょっと他の自治体も、もしそんなんあるんならね、ちょっと奈良県として、じゃあどういう解決方法があるんだと。何も高い値段で買ってくれとか言ってるわけじゃなくて、簡単に言えば、調整区域であっても既存住宅として、何とか、違法建築じゃなくて、普通に建て替えとかできれば、一番、普通に売れますから、土地もね。難しいのは分かるんだけども、ちょっとそういうことも町としては検討してほしいし、ちょっと調べてね。

数にしたら町内でそんな多くはないですけども、いろいろあると思うんですよ、二戸一で建ってるとこ、ほかにもありますし。知ってるだけであと1か所、2か所あるかな。だから、その辺ちょっと町としても調査して、ほかとも連携してですね、やってもらうということは考えられませんか。すぐやれるというふうには思いませんが、ちょっとそういう努力していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまの質問です。違法建築物に対しては、先ほど答弁させていただいたとおり、是正に対する町の裁量権というのはございませんが、こういった違法建築物に対してですね、当然町のほうで調べられる限りで、こういった事例があるのか、ないのかということは調べさせていただきたいと思います。

○議 長

山口君。

○8 番

そうしてほしいんやけど、その後、解決にどう持っていくかということもね、ちょっとやっぱり。余計な話になるけど、平群町は家屋調査して固定資産税もらってるわけやからね。だから、違法建築家屋調査してやね、45年間、ずっと家も含めて固定資産税もらってるわけやから、ちょっとそういう、ほんで、もう45年たつということは、皆さんも70代、80代になってきてて、子どもらも、跡継いでくれるならええけども、そんなとこ、ほとんど今ないじゃないですか。みんなもう出てほかで家庭持ってるというのが多いし。ちょっと、さっき言ったことで今調べるといことを言ってもらったんで、その後のことも含めて、ちょっと時間割いていただきたいということで、これはそのことをお願いして、それで、副長、答えてくれるんやったら答えてくれたらいいんやけど、ええねんな。そしたら、それはそれで、2点目はこれで結構です。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続いて御質問の3項目めです。空き家の環境保全対策についてお答えいたします。

1点目の、適切な時期に職員が空き家を見回り、早めに通知を出してはどうかについてですが、空き家等の適正管理は、所有者または管理者の責任において行われるべきものです。町が把握する空き家の大半は、所有者または管理者により適正管理が行われておりますが、町職員が可能な限り現地を確認し、その状況把握に努めているところです。

なお、敷地の草木等の繁茂時期はどうしても一定の時期に集中し、個々の都合、事情により、手入れされる時期と町による確認時期とずれが生じる場合がありますが、ケース・バイ・ケースにより、これまでと同様に適切に対応してまいります。

2点目の、周辺住民や自治会から毎年指摘されている空き家で、何年か続いている空き家については早めに通知をすることも必要ではとのことですが、これも1点目でお答えしたとおり、町も可能な範囲で状況把握に努めておりますが、指導通知を行ったにもかかわらず、無回答、未対応の空き家につきましては、引き続き行政指導を行うとともに、住所地によっては訪問指導を行うなど、もう一步踏み込んだ対応を行ってまいりたいと考えております。

3点目です。空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う町の方針で

すが、今回の法改正の背景や概要、これは新たに設けられた管理不全空き家等の区分や固定資産税の減免解除などを示したチラシ等を行政指導通知に同封して周知してまいりたいと思っております。また、国は市町村が管理不全空き家とみなせる基準を示すとされており、その基準に基づき適切に対応してまいります。

4点目、法改正を受け、空き家敷地内の草木や雑草の繁茂への対策も現条例の項目に入れるべきではとの御質問ですが、町としては、今後もさらに増加が見込まれる空き家に対して、周辺に悪影響を及ぼす特定空家等の除去の促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から、空き家等の有効活用や適切な管理を確保する必要があると考えます。

現行の平群町空き家等の適正管理に関する条例の第3条、所有者等の責務において、空き家等の所有者等又は管理者は、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、自らの責任において空き家等、この空き家等には、その敷地の立ち木、その他の土地に定着するものを含むとなっており、自らの責任において空き家等の適切な管理に努めなければならないとされており、改めて現条例に記載する必要はないと考えます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

分かりました。あのね、今最後におっしゃった、平群町の条例の第3条、じゃあ、これを適用して、町としては早め早めに手を打つということはできるわけでしょう。新たな、条例の中の条文を増やさなくても、この3条を使えば、罰則規定は空き地みたいなないけれども、この空き家の庭木や草なんかの周辺への悪影響についてもですね、それができるんだったら、いつも周辺から話があつてからでは、さっきも言ったように、なかなか、そこから手打ったって二、三か月先になったり、何回も何回も、今回もあつたと思うんですけども、ある自治会から自治会長がもう何回も何回も、要するにその近所の人から言われて、自治会長が町のほうに何とかはよして、はよして、はよしてってこう、町のほうはシルバー人材センターの連絡先も入れてですね、送ってるんだけど、そっちの持ち主がシルバー人材センターに電話入れたら、いや今いっぱい二、三か月先ですと言われたとか、こんな話があるわけですよ、現に。それでも何回も言って、最後に管理してる不動産屋さんに行って、それでやっとな、シルバーじゃなくって自分でやりはったんか、知り合いを連れてきたんか分かりませんが、草刈りはされた。それまでにもう1か月かかっているわけ、それでも。だ

から、そこなんですよね。それが2年、3年ってそのままほったらかしのところもあるわけです。いや、だから、ちょっと早めに、要するに、空き地のほうは住民生活課やからあれやけど、あそこは決まった時期に見に行くでしょう。ずっと回るわけじゃないですか。開発地の空き地の草刈り、草ですから、それをやるわけです。だから、そういうのを空き家のほうでもある程度、これまでの実績で、ずっとほったらかしとかそういうの、そうなりやすいとことか分かってるのであればね、早めに手を打てないかということなんですよ。仕事増えて大変なんだけども、そうすることによって、早めに手を打つことによってですね、シルバー人材センターに頼んだときには早めにですね、やってもらえるというようなこともあり得るわけやからね。シルバーだけじゃないでしょうけども。

ほんで、平群町は草刈り組合って今あんのかどうかわかんないですけども、昔、農家で草刈り組合つくって、うちの福貴団地のところでも空き地のところをよう福貴の人らが草刈りしてはったけど、もう今最近見ないんですけど、その辺どうなってるか分かんないですけどね。ちょっとそういう方法というか、システム化したらそんなに手間もかからんと思うんでね。その辺、もう1回ちょっと部長、答えてもらえますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

再質問、お答えしたいと思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、空き家等の適正管理、これはやはり所有者または管理者に責任があると。これはもう大原則だと思います。ただ、現状としまして、特に草木が繁茂する時期になりますと、住民の方から隣地の草木を何とかしてほしいと、そういう声があるのは事実でございます。町としましてそういうようなお声をお聞きしましたら、すぐに現地を確認しまして、所有者も調べて、すぐに指導改善通知を送ると。その指導改善通知の中には、シルバー人材センターが草を刈ってくれる、そういうようなシステムもありますよと、そういうことは常々やっておるわけでございます。ただ、毎年のようにですね、雑草が繁茂しているような空き地もありますので、空き地というか空き家ですね、それについては町のほうで一定どこにどういった空き家があるかというものを把握しておりますので、それにつきましては、先ほども訪問指導も含めたということで申し上げましたけども、それについてはですね、職員のほうが実際にですね、その住所地に行ってくださいね、所有者の方にお問い合わせしていきたいと思っております。

それとですね、住民さんからの連絡だけでなくですね、こちらのほうから自治会のほうにもですね、そういった雑草繁茂のですね、情報提供も求めています、より適正に対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

ありがとうございます。どっちにしてもね、空き家が増える中で、そういうことでトラブルにもね、御近所のトラブルにもなったりもしますのでね。できるだけ行政として対応をですね、早め早めにしていただくことをお願いして、私の一般質問をこれで終わります。

○議 長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

1 1 時 5 0 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 1 1 時 4 0 分)

再 開 (午前 1 1 時 5 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 1 0 番、議席番号 5 番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○ 5 番

議席番号 5 番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただきました 1 点について質問させていただきます。

どんぐり広場にレジャープールの設置をとということで質問いたします。

学校・公営プールの環境は、この 2 0 年ほどの間で大きく変わってきました。本年 4 月 2 8 日にスポーツ庁が発表しました令和 3 年度体育・スポーツ施設現況調査確報値によりますと、全国の小中学校に設置されているプール施設数は、2 5 年前から約 6, 0 0 0 か所減少して、2 万 2, 0 3 6 か所になりました。公共スポーツ施設に設置されている公営プールは、約 4 割減の 3, 5 0 3 施設になり、減少幅が大きいことが分かります。

学校プールは、そもそも全ての小中学校に設置されていたものではなく、お

よそ8割程度の設置率でした。学習指導要領に定められている必修の水遊び、小学1年から4年、及び水泳、小学5年から中学2年については、小学校では、「適切な水泳場の確保が困難な場合はこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については必ず取り上げること」。中学校では、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合はこれを取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること」とされています。

学校施設の建て替えや大規模改修の時期を迎え、プール施設ありきではなく多様な観点からの検討や評価が行われています。また、安全確保のために複数の教員配置を行い、指導や維持管理に対する教員の負担も課題に上がっています。これらのことから、プール授業の在り方そのものを見直すケースも少なくありません。

全国的に減少傾向にあるプール環境の中、本町も令和3年12月議会でウォーターパークの廃止を決定いたしました。実際はコロナの影響を受けて令和2年度より閉鎖していることとなります。猛暑日の中、公園等で遊ぶことが危険な状態で、子どもたちのストレスが発散できなくなることは、精神的、身体的にも悪影響を及ぼすおそれがあります。

今回、私が提案するのは、夏休みの一定期間、平群町総合文化センターの敷地内のどんぐり広場でレジャープールを設営してはどうかということでございます。民間のレンタル企業のサイトを検索しましたら、エアー式的大型プール、そしてスライダーが続々と見つかります。レンタル費用は日額数万円から100万円を超えるようなものもありますが、子ども向けの浅くて広いプールは比較的安価でした。予算に応じて選択が可能で、メリットとしましては、維持費がかからない、監視員が不要、利用料無料とした場合は、チケット販売や売上げ管理も不要になります。利用するのは主に保護者同伴での未就学児や小学生になるかと思いますが、どんぐり広場であれば比較的簡単に利用が可能ではないでしょうか。

令和3年から令和7年まで、緊急財政健全化計画を立てて、住民の皆様にも御負担をかけていますが、令和5年までの早期集中プランの状況を見た上で、少しずつでも住民サービスの向上を目指し、提案させていただきます。端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員の提案内容では、維持費がかからない、監視員が不要など、様々なメリットがあるとのことで、貴重な御提案ですが、公的機関が公共施設を使用して実施する場合、必要な法令等の基準をクリアし、利用者が万一の事故、けがなどの未然防止の安全対策には十二分に措置を講じ、また、実施体制、責任体制を明確にしておく必要があると考えます。

まず衛生管理面の課題ですが、どの程度の規模、期間を想定するのかによりますが、参考事例としまして、ゆめさとこども園でも夏場に簡易プールを設置しておりますが、毎日、水の入替え、清掃、水質の検査を行い、感染症が発生しないよう措置を講じております。

次に、熱中症対策です。今夏の異常な気温上昇を鑑みれば、熱中症対策は必須です。夏場の日中、どんぐり広場はオープンスペースですので、直射日光が当たり、床面の温度はかなり高温が予想され、テントなどの日よけを設置する必要があります。

次に、管理面の課題です。通常、プール施設には更衣室、シャワールームが必要と考えます。また、利用者のプライバシーも課題です。どんぐり広場はオープンスペースですので、目隠し等の対応が必要です。

最後に、費用面の問題です。水道料金等の必要な経費負担も発生します。

このようなことから、実施となれば様々な課題をクリアする必要がありますので、レジャープールの設置につきましては、少し難しいかと思われれます。

以上です。

○議 長

山本君。

○5 番

ただいま御答弁いただきましたとおり、公的機関が住民サービスを提供する場合は、安全安心を担保して運営されていることはよく理解しております。私の提案には、水質などの衛生管理や日よけ等の熱中症対策、そして更衣室やシャワー室のシャワーの必要性など、また水道料金費用など、幾つもハードルがあることを今指摘されましたが、企画しようとする姿勢の前に、いささかですが、できない理由を探してこられたというような御回答だったかなと思います。

町がレジャープールを設置して、衛生管理を徹底したサービスを供給することが困難ということであればですね、もう少しハードルを下げて考えていただきたいのですが、例えば、町はどんぐり広場に水を張った貯水用プールを一つ用意していただいて、そこにはバケツですね、そして空気入れ、エアーコンプレッサーなどを用意していただくとします。遊びたい住民さんの方は、レジャープール、大なり小なりあるんですが、持っておられるレジャープール、

そして日よけやテーブル椅子、バーベキューや、そういうので使うようなものでも結構だと思いますが、それから着替え用テントも、今1人用で非常に安価で簡単なものもあるんですが、これらを持参して、セルフサービスで御利用いただく、こういった提案もできるのかなと思います。

また、水道料金については、確かにプールですから非常に多くの水を使うんですが、使用したプール、水、もしくは貯水で余った水などは、総合スポーツセンターの外周にあるような花壇に水をやって帰るとか、そういった再利用というのも可能だと思います。そもそもの提案は、夏場での遊び場を一定期間提供してはどうですかということですので、再度質問させていただきます。

○議長

教育部長。

○教育部長

最初の当初の提案とは少し違った提案ということをもたまたま頂いたんですけども、若干水質の問題いろいろあると思われるんですが、今後ですね、どんぐり広場の活用、また、駅前のにぎわいの創出などを考えるツールとしてどうなのかと。また、この件に関しましては民間活力などを利用できないかなど、今後ですね、こちらも一定ちょっと検討課題とさせていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長

山本君。

○5番

少し前向きな御答弁を頂きまして、ありがとうございます。この提案が少しでも試行的でも、もし実現するのならば、先ほど教育部長がおっしゃっておられたように、民間団体とコラボしてキッチンカーを用意するとかいうプラスアルファをつくった上で、新たな夏の風物詩として、平群駅前にある文化センターから子どもの歓声が聞こえる、にぎわいの創出できる場所になるというような願いを込めまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 0 時 0 0 分)